

○国立大学法人筑波技術大学におけるGPA制度取扱要項

平成25年3月11日
制 定

最終改正 令和6年12月10日

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人筑波技術大学（以下「本学」という。）における履修科目の成績の数値平均グレードポイントアベレージ（以下「GPA」という。）を算出する制度に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 「GPA」とは、特定の期間に履修した各科目のグレードポイント（以下「GP」という。）に、その科目の単位数を乗じた数値の総和を総履修登録単位数で除して算出した1単位当たりのGP平均値をいう。

(成績の評価とGP)

第3条 GPは、本学履修規程第7条に規定する成績の評価（以下「評価」という。）及び評価基準を基に、次の表のとおり算出するものとする。

区分	評語	評点	GP
合格	A+	100～90点	4.0
	A	89～80点	3.0
	B	79～70点	2.0
	C	69～60点	1.0
不合格	D	59～0点	0.0

(GPAの種類と算出方法)

第4条 GPAは、当該学期における学修の状況及び成果を示す指標としてのGPA（以下「学期GPA」という。）並びに在学中における全期間の学修及び成果を示す指標としてのGPA（以下「通算GPA」という。）の二種類とする。

2 学期GPA及び通算GPAの算出方法は、次のとおりとし、算出された数値の小数点以下第3位を四捨五入して表記する。

(1) 学期GPAの計算式（通年科目の場合は、各学期の仮評価をGPとし、修得単位数は1/2倍とする。）

$$(4.0 \times A+ \text{の修得単位数}) + (3.0 \times A \text{の修得単位数}) + (2.0 \times B \text{の修得単位数}) + (1.0 \times C \text{の修得単位数})$$

$$\text{学期GPA} = \frac{\text{当該学期総履修登録単位数 (Dを含む。)}}{\text{当該学期総履修登録単位数 (Dを含む。)}} \times \text{分子}$$

(2) 通算GPAの計算式

$$(4.0 \times A+ \text{の修得単位数}) + (3.0 \times A \text{の修得単位数}) + (2.0 \times B \text{の修得単位数}) + (1.0 \times C \text{の修得単位数})$$

$$\text{通算GPA} = \frac{\text{通算総履修登録単位数 (Dを含む。)}}{\text{通算総履修登録単位数 (Dを含む。)}} \times \text{分子}$$

(GPAの対象科目)

第5条 GPAの対象科目は、卒業の要件として算入できるすべての授業科目とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する授業科目についてはGPAの対象科目としない。

(1) 本学入学前に他大学等において修得した単位等で、本学において授業科目の履修とみなし、単位を認定した科目（ただし、放送大学で修得し、本学の単位として認定された科目は除く。）

(2) 教職に関する科目（ただし、卒業の要件に算入される科目は除く。）

(履修申請等)

第6条 履修申請期間は、第1学期の第1回目の授業開始日から第2回目の授業終了日の翌日までとする。

2 前項の履修申請による授業科目の追加、削除を行える履修訂正期間は、第1学期は、第3回目の授業開始日から第3回目の授業終了日の翌日までとする。第2学期は、第1回目の授業開始日から第3回目の授業終了日の翌日までとする。

3 前項の規定にかかわらず、集中授業科目の削除は、授業開始前日までとし、集中授業科目の追加は、授業担当教員が認めた場合に限り、授業担当教員が定めた期日までに行えるものとする。

(再履修における授業科目の取扱い)

第7条 再履修した場合は、再履修前の成績もGPAの算出対象となる。ただし、不合格科目を再履修し合格した場合のみ、再履修前の成績を上位の成績で上書きする。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、GPAの取扱いに関し必要な事項は、教務委員会が別に定める。

附記

この要項は、平成25年4月1日から実施し、平成25年度入学者から適用する。

附記

この要項は、令和4年4月1日から実施し、令和4年度入学者から適用する。

附記

この要項は、令和7年4月1日から実施する。